

資料 1

男女共同参画苦情調整委員の選任について

1. 男女共同参画苦情調整委員について

- (1)設置年月日：平成16年7月1日～
- (2)役割：男女共同参画に関する苦情について、処理を行い、男女共同参画社会の実現に寄与する。
- (3)根拠法令：男女共同参画社会基本法(第9条)
高知県男女共同参画社会づくり条例（第4条、第21条）
同条例 施行規則（第3条～第12条）
- (4)委員の決定：こうち男女共同参画会議委員の互選で選ばれた者の中から、知事が任命する。
- (5)委員定数：3名以内
- (6)任期：2年以内で知事が定める期間

2. 委員名簿（敬称略）

氏名	役職等	委員任期	備考 (参画会議委員任期)
稲田知江子	弁護士	H16.7. 1～ H18.4. 6	H16.4.7～ H18.4. 6
筒井早智子	(財) 21 世紀職業財団高知事務所長	H18.6.26～ H20.4.17	H18.4.18～ H20.4.17
長山育男	弁護士	H20.6.12～ H22.4.30	H20.5. 1～ H22.4.30
筒井早智子	元(財) 21 世紀職業財団高知事務所長		
田中美和子	弁護士		
中平公哉	公募委員、マパはあと高知代表		

3. 苦情処理状況について

年度	受付 件数	苦情の分類	処 理 状 況		備 考
			調査をしない 申出に該当	助言等	
H16	3件	県の事業に対する苦情 3件	1件	2件	
		人権侵害 0件			
H19	2件	県の事業に対する苦情 1件		1件	
		人権侵害 1件	1件		
H20	1件	県の事業に対する苦情 0件			
		人権侵害 1件	1件		
合計	6件		3件	3件	

4. 苦情申し出内容及び処理結果の概要について

年度	申し出内容	処理結果
H16	高知女子大学の男女共学化について (高知女子大学を県民に開かれた男女共学の高知県立大学にしてほしい。)	申し出のあった時点で、県議会に対し女子大の改革に関する陳情がなされており、 <u>調査をしない申し出に該当すると判断し、本人に通知した。</u>
	公立学校教職員の旧姓使用を認めてほしい。	統一的な取扱いが図られるよう検討することを <u>教育長に助言した。</u>
	盗難事件の被害者の特定に関する男女差別について（警察が男女共同参画基本法や条例に即し、基本姿勢を持って対応をするよう、申入れてほしい。）	苦情を事例として警察官や職員に周知し、今後の警察活動に役立てるよう、 <u>県警本部長に助言した。</u>
H19	高知県健康福祉部子ども課が実施する「出会いのきっかけ応援事業」を中止してほしい。	「個々人の生き方の制約につながらないように、十分な配慮のもとに実施する必要がある」旨、 <u>子ども課長に助言した。</u>
	周辺住民から「噂されている」「監視されている」等の被害の訴え	「男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案」とは認められないことから、その旨を本人に通知した。
H20	シルバー人材センターの役員改選に伴い発生した「人権侵害」に対し謝罪してほしい。	「男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案」とは認められないことから、その旨を本人に通知した。

5. 参 考

根拠法令抜粋

○男女共同参画社会基本法（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○高知県男女共同参画社会づくり条例（抜粋）

第4章 苦情等の申出の処理

第21条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員(以下この条において「苦情調整委員」といいます。)を置きます。

- 2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます。
- 3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を行います。
- 4 苦情調整委員は、第2項に基づく事案の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います。
- 5 苦情調整委員は、第25条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3名以内で知事が任命するものとします。ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として2名以内で任命することができます。

○高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則（抜粋）

(男女共同参画苦情調整委員)

第3条 条例第21条第1項の男女共同参画苦情調整委員(以下「苦情調整委員」といいます。)の任期は、2年以内で知事が定める期間とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(苦情調整委員の職務の執行等)

第4条 苦情調整委員は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 条例第21条第2項の規定に基づく苦情の申出に係る事業を所管する県の機関に対し、必要があると認められるときは、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求める等により調査を行うこと並びに助言及び指導
 - (2) 条例第21条第2項の規定に基づく事案の申出に係る関係者に対し、必要があると認められるときは、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求める等により調査を行うこと及び助言、是正の要望等
 - (3) 前2号に掲げる職務を行う際の関係機関又は関係団体等との必要な連絡調整
- 2 苦情調整委員は、それぞれ独立してその職務を行います。ただし、苦情調整委員が、合議により処理すべきと認めるときは、合議により行うものとします。

(苦情等の申出の方法)

第5条 条例第21条第2項の規定に基づく申出(以下「申出」といいます。)は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うものとします。ただし、苦情調整委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭で申出をすることができます。

- (1) 申出をする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに電話番号
 - (2) 申出の趣旨及び理由
 - (3) 他の機関への相談等の状況
 - (4) 申出に係る人権侵害があった日
 - (5) 申出の年月日
- 2 前項ただし書の規定に基づく口頭による申出があったときは、苦情調整委員は、その内容を聴取し、書面に記録します。

(調査をしない申出)

第6条 苦情調整委員は、次に掲げる事項に該当する申出については、第4条第1項第1号及び第2号に規定する調査(以下「調査」といいます。)をしないものとします。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
 - (2) 裁判所において係争中の事案に関する事項及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
 - (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項その他の法令の規定により処理すべき事項
 - (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
 - (5) 条例又はこの規則に基づく苦情調整委員の行為に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、苦情調整委員が調査することが適当でないと認める事項
- 2 苦情調整委員は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に係る申出(次条第1項において「人権侵害に係る申出」といいます。)が当該申出に係る人権の侵害があった日から1年を経過した日以降にされたときは、当該期間内に当該申出をすることができない正当な理由があると苦情調整委員が認める場合を除き、当該申出について調査を行いません。
- 3 苦情調整委員は、前2項の規定に該当する場合においては、申出について調査しないこと及びその理由を当該申出をした者に対し、書面により通知します。

(調査開始の通知等)

- 第7条 苦情調整委員は、申出について調査を開始するときは、苦情に係る事業を所管する県の機関(以下「県の機関」といいます。)又は関係者に対し、そのことを書面により通知します。ただし、人権侵害に係る申出の場合において、苦情調整委員が相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができます。
- 2 苦情調整委員は、条例第21条第3項の規定により県の機関に対し説明等を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めるとき又は同条第4項の規定により関係者に対し資料の提出、説明等を求めるときは、書面により依頼します。

(調査結果等の通知)

第8条 苦情調整委員は、申出について調査が終了した場合は、その結果を、速やかに、当該申出をした者に対し、書面により通知します。この場合において、条例第21条第3項の助言若しくは指導又は同条第4項の助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知します。

2 苦情調整委員は、申出について調査が終了した場合において、条例第21条第3項の助言若しくは指導又は同条第4項の助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第1項の規定により調査開始の通知をした県の機関又は関係者に対し、書面により通知します。

(助言、指導等の方法)

第9条 条例第21条第3項の助言又は指導は、書面により行います。

2 条例第21条第4項の助言、是正の要望等は、原則として書面により行います。

(是正その他の措置状況の報告)

第10条 苦情調整委員は、条例第21条第3項の規定により、県の機関に対し助言又は指導を行ったときは、当該県の機関に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告を求めます。

(申出の処理の状況の報告等)

第11条 苦情調整委員は、毎年3月末日までに申出の処理の状況に関する報告書を作成し、知事に提出します。

2 知事は、前項の報告書を公表します。

(身分証明書)

第12条 苦情調整委員は、その職務を行う場合には、その身分を示す別記様式の身分証明書を携帯し、関係者から請求のあったときは、これを提示しなければなりません。